

## 再生土木シート

### ① 評価対象基準

再生プラスチック樹脂を含有した再生土木シートを評価対象とする。

- a. ジオテキスタイル
- b. 防砂シート
- c. 保護マット
- d. 吸出し防止材

### ② 品質・性能

各資材については、別表1の基準に適合していること。

### ③ 再生資源の含有率

再生資源を、別表1の基準以上を含有していること。

ただし、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この限りではない。

別表1 品質・性能、含有率

資材名	品質・性能	含有率
ジオテキスタイル	再生資源を含んだ製品で、財団法人土木研究センター「ジオテキスタイルを用いた軟弱路床上舗装の設計・施工マニュアル」の基準に適合すること。	製品の重量比で50%以上
防砂シート	再生資源を含んだ製品で、社団法人日本港湾協会「港湾の施設の技術上の基準・同解説（上巻）」の基準に適合すること。	製品の重量比で50%以上
保護マット	再生資源を含んだ製品で、日本遮水工協会「保護マット基準」の基準に適合すること。	製品の重量比で50%以上
吸出し防止材	再生資源を含んだ製品で、河川災害復旧護岸工法技術指針(案)の吸出し防止材の規格に適合した「公的機関による技術証明書」を有していること。	製品の重量比で50%以上

### ④ 環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 再生PET樹脂以外の再生資源を用いる場合は、製品または原料（再生資源）において、環境基本法第16条による「土壌の汚染にかかわる環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準に適合すること。

## ⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

## ⑥ 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表2に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表2 環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などの環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどによる生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	--